# 令和 2 年度 五泉市地域公共交通活性化協議会 事業実施計画(案)

### 1. ふれあいバス運行について

### •運行形態

道路運送法第4条による一般乗合運行(定時定路線型)を継続し、地域公共交通 確保維持改善事業の地域間幹線系統として運行を行う。

#### ・運行日・運行ダイヤ

年末年始(12月31日~1月3日)を除き、毎日運行とする。 他の公共交通機関との連携を考慮した運行ダイヤを設定し、利用者の利便を図る。 (※4月1日より新ダイヤで運行を実施する。)

#### •運 賃

運賃は、中学生以上 200 円、小学生 100 円、未就学児 無料とする。

通常運賃より割安な「乗り放題券」「回数乗車券」についてPRを行い、定期利用者の確保と新規利用者の開拓を行う。

項目				金	額
1. 運 賃	中学生以上		1回	200 円	
	小学生		1回	100円	
	未就学児		無料		
2. 乗り放題券	一般用(学生以外)		1 か月		6,000 円
			2 か月		12,000 円
			3 か月		18,000円
	学生用(小学生・中学生・高校生・専門学校生・大学生・大学院生)		1か月		3,000 円
			2 か月		6,000 円
			3 か月		9,000 円
3. 回数乗車券	200 円×11 枚綴り		2,000	円	
	100 円×11 枚綴り		1,000	円	
4. 割引制度	障がい者	○身体・知的・精神障がい者	上記 1. 2. の 50%引き		
	割引	○障がい者の介添人			

#### •運行車両

中型車両1台、小型車両2台の計3台を五泉市から五泉市乗合バス協議会へ貸与 し運行を行う。

令和3年度の車両更新へ向けた準備を進める。(国庫補助の申請準備)

#### •乗降調査

利用者の属性、バス停ごとの利用状況、平均乗車密度などを把握するため、次のとおり実施する。

- ① 年4回実施する。各回において、1週間連続で全ての便で行う。
- ② 時期
  - ・春期・・・4~6月【高校の学期内、春休みを除く】
  - ・夏期・・・7~8月【高校の学期外、夏休み】
  - ・秋期・・・9~11 月【高校の学期内】
  - ・冬期・・・12~3月【高校の学期内、冬休み・春休みを除く】

#### ・(仮称)交流拠点複合施設への対応について

令和3年秋の施設開設へ向けた乗入れ実施への各種検討・調整

- ・運行ルート(詳細)、ダイヤ、実施スケジュールの検討
- ・当協議会における協議、運輸局等への必要各種手続き

## 乗継ぎ環境、待合環境の検討

効果的な乗継ぎ案内や待合環境について検討を実施する。

## 2. ごせん乗合タクシー「さくら号」運行について

### •運行形態

道路運送法第4条による区域乗合運行を継続し、地域公共交通確保維持改善事業の地域内フィーダー系統として運行を行う。

## •利用方法

利用方法は事前予約制とし、予約受付、配車は、ごせん乗合タクシー「さくら 号」受付センターが行う。利用状況や利用者からの要望等をふまえ、必要に応じ 見直しを検討しサービスの向上を図る。

#### ・運行エリア

運行エリアは、市内を3つの基本エリア(五泉東、五泉西、村松)に区分し、2 か所の共通エリア(五泉共通、五泉東・村松共通)を設ける。

#### •運行日•運行時間

運行日は、月曜日から土曜日までとし、休日、お盆 (8/14~16)、年末年始 (12/31~1/3) は運休とする。運行時間は運行日の 7:00~19:00 までとする。

#### ・運賃

運賃は中学生以上300円、小学生150円、未就学児無料とする。

通常運賃より割安な「回数券」についてPRを行い、定期利用者の確保と新規利用者の開拓を行う。

	金	額		
1. 運 賃	中学生以上		1乗車	300円
	小学生	1乗車	150 円	
	未就学児	無料		
2. 回数券	300 円×11 枚綴り		3,000 円	
	150 円×11 枚綴り		1,500円	
3. 回数券	270 円×11 枚綴り		2,700 円	
(障がい者用)	135 円×11 枚綴り		1,350円	
4. 割引制度	障がい者割引	○身体・知的・精神障がい者 ○障がい者の介添人	上記 1. の 10%引き	

## 令和2年10月からの変更について

#### ①運行車両の増車

予約お断り件数の削減を目指し、車両1台を増車のうえ平日8台体制で運行を行う。(※土曜日は5台体制)

#### ②運行時間の変更

日中時間帯のニーズ等を考慮した運行時間の変更を実施する。 7:00・18:30 便 を 11:30・12:00 便へ変更

#### ③運行車両(事業者)の登録手続きの変更

現在、限られた地区のみ運行可能としている各車両(各事業者)の登録を、市内全域で運行可能となるよう登録手続きを変更する。

#### 3. 公共交通利用促進事業について

#### - 五泉市公共交通時刻表の作成

ふれあいバス、ごせん乗合タクシー「さくら号」、高速バス、民営路線バス、加茂市営市民バスなど、市内を運行する公共交通情報をまとめた総合パンフレット(五泉市公共交通時刻表)を作成するとともに、点字の総合パンフレットについて継続して作成・配布を行う。

合わせて、主要施設とバス停との位置関係やパークアンド駐車場の掲載など、 効果的な PR へ向けた掲載内容の見直しを検討する。

#### ・地域住民、利用者へのPR活動

- (1) 通学での利用が多いふれあいバス等について、市内高校の新入生に対し資料 を配布して周知・PRを行う。
- (2) ごせん乗合タクシー「さくら号」等の周知を図るため、お茶の間サロンでの 出前講座を実施する。また免許返納高齢者へ向けた制度内容の説明、周知を 継続実施する。
- (3) 市内の公共施設、医院機関、観光案内所等へ総合パンフレットを配布し、公共交通の利用について広く周知を行う。
- (4) 広報ごせんを用い、ふれあいバス・ごせん乗合タクシー「さくら号」の利用 方法やこれまでの運行実績などを掲載のうえ利用促進のPRを行う。
- (5) 五泉市ホームページを利用し、ふれあいバスやごせん乗合タクシー「さくら号」の時刻表や運行概要を掲載することにより、利用者へ情報提供を図る。